

センターさしろ 令和5年度も頑張るぞ！

温かく ゆたかな心で 友となかよく！

笠間市地域交流センターさしろ（センターさしろ）は、令和5年5月27日に第1回運営委員会（総会）を行いました。今年度の運営方針や予算の審議等を行いました。

センターさしろの運営は、地区代表によるセンターさしろ運営委員会、財政及び管理は笠間市が行います。

さしろの業務は、従来どおりに

業務内容は、①市民の交流の促進に関する業務、②地域の活性化及び地域活動の促進に関する業務、③地域の健康増進を目的とした施設利用に関する業務、④その他、地域交流センター設置の目的を達成するための業務です。

センターさしろは、地域活動または市民活動をしている団体（行政区、クラブ等）が利用でき、センター長への申請により個人でも利用できます。

寺崎公民館との変更点は、従来のクラブ中心の利用から地区内外の個人の方も利用できることです。その場合、利用料が掛かります。営利を目的とした場合は総務課地域活動グループへ申請していただければ利用可能です。

クラブ長→センター長、センター長→笠間市長と2段階契約を結ぶことにより減免申請・利用料金を免除ができます。また、生涯学習の拠点としての公民館から地域活動の場としての地域交流センターとなりました。センターの活動には、クラブ以外にも投票場としての活用や狂犬病予防注射接種会場にもなっています。

地域交流の場としてのセンターさしろですが、施設の老朽化や台風・地震等の自然災害による損壊で修理不能になった場合は、笠間市としては建替え工事はせずに幾つかの地区との合併もありうるそうです。雨漏りのあるセンターは、他地区との合併を心配しているようです。センターさしろとしても、他地区に誇れるセンターとして頑張りたいです。そのため、センター活動を盛り上げ、「センターさしろは潰せない。」と称賛されるようになりたいです。今後ともご協力・ご支援をお願い致します。

クラブ活動の募集

センターさしろでは、年度当初に減免申請をすることによって、センターの利用料金が免除されます。現在は、9つのクラブが活動しています。まだ、活動する部屋と時間帯に余裕があります。活動をとおして寺崎地区内の方と触れ合いたいと思いいなられましたら、是非ともご連絡をお願い致します。



笠間市社会福祉協議会

寺崎支部

「しんこう会」だより

第15号－1



館内清掃及び周辺除草作業

センターさしろ運営委員会の皆様が令和5年6月24日に館内清掃及び周囲の草刈りを行いました。暑い日でしたが、参加者が一丸となって協力していただき「清潔で安全なセンターづくり」を目標に活動できました。

本年度は、笠間市の予算により男・女トイレ便器が改装されました。新しくきれいでウォシュレット及び便座を温める機能が付きました。これまで以上に衛生的に利用できます。



笠間市社会福祉協議会
寺崎支部
「しんこう会」だより

第15号-2

女性学級が相続に関する研修

女性学級は、令和5年7月5日に講師として、知足行政書士事務所行政書士 小川雄生氏を講師として相続に関する研修を行いました。日本の相続の実態は遺言によるものは少なく「法定相続」が一般的で、順位や相続分は民法で定められています。故人の財産について遺言書がある場合は、それに基づいて相続手続をします。遺言には自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言があります。話が飛びますが、遺留分があり相続人が遺言書の影響で取り分が少なくなった場合は「遺留分侵害額請求権」があり訴訟になることもあります。2018年に、相続法が改正・施行されました。

今後のために相続法を研究してみてください。



手話教室開催



令和5年9月30日に、笠間市手話サークル「さしろ」の亀石幸枝様、吉沢由美子様、鈴木篤子様、渡辺誠様をお招きして、手話について研修することができました。自己紹介の仕方では、あいさつ（おはよう・ありがとう等）、名前や家族（父・母・何人家族ですか等）、住所の言い方を学び表現しました。更に、気持ち（好き・嫌い・悲しい・困る等）の言い方も表現しました。最後に、社会的に約束されている記号の手話＝指文字を表現しました。手話は、手の動きだけで表すものではありません。

手・身体・顔の表情や動作も大変重要な意味をもちます。コミュニケーションの要素として身体を動かしたり、顔の表情を変化させたりし、「身振り」による表現も大切です。温かい心のふれあいが大切です。